附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年九月三十日から施行する。

（経過措置）

2　当分の間は改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

同居家族（続き）

続柄	氏名	ローマ字（旅券記載どおり）	(Surname)	(Given Name)	(Middle Name ある場合)	生年月日 西暦　年　月　日生		
		漢字	(姓)	(名)		1.男 2.女	1.長期滞在 2.永住	□日本国国籍無 □在留国国籍有
携帯電話	①(SMS 利用の有・無)(日本語環境の有・無)			②(SMS 利用の有・無)(日本語環境の有・無)				
メールアドレス	①(PC・携帯)			②(PC・携帯)				
会社・学校等日中の連絡先	名称							
	電話							
日本国旅券番号		到着日 西暦　年　月　日				滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦　年　月　日まで		

続柄	氏名	ローマ字（旅券記載どおり）	(Surname)	(Given Name)	(Middle Name ある場合)	生年月日 西暦　年　月　日生		
		漢字	(姓)	(名)		1.男 2.女	1.長期滞在 2.永住	□日本国国籍無 □在留国国籍有
携帯電話	①(SMS 利用の有・無)(日本語環境の有・無)			②(SMS 利用の有・無)(日本語環境の有・無)				
メールアドレス	①(PC・携帯)			②(PC・携帯)				
会社・学校等日中の連絡先	名称							
	電話							
日本国旅券番号		到着日 西暦　年　月　日				滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦　年　月　日まで		

旅券法第16条の規定により、上記のとおり届出ます。届出事項に変更を生じたときは、必ずその旨を届出ます。

在　　大使・総領事　殿　　西暦　年　月　日

届出人署名＿＿＿＿＿＿＿＿

（注意事項）

1. 以下の方については，当館管轄地域から転出したものとして扱わせていただきます。
 - ●「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日を経過した後，特段のご連絡を頂いておらず，更にその後１年間，当館にて在留が確認できない方
 - ●「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日が到来していない方のうち，１年以上の期間にわたり当館から連絡がつかない方
2. 登録いただいた情報は、皆様の生命及び身体の保護その他安全に関することに使用するほか、在外公館で在外選挙人名簿登録申請受付のほか領事窓口サービスを提供する際に利用します。また、海外におられる在留邦人に関する各種統計や長期的な教育・医療等の施策を政府が検討する際の基礎的な資料として使用することがあります。
3. 記載していただいたメールアドレスには，届け出た在外公館から各種のお知らせを送信します。また，緊急事態発生など邦人の皆様の安全にかかわる危険が生じ得る場合には，メールのほか，電話，ＳＭＳ，ＦＡＸなど可能な限りの方法で情報を提供します。

［在外公館記載欄］

在留地からの出発日付	(筆頭者を対象、家族単独は下記欄に記載)	移転先	
在留確認日付（１回目）	□在留を確認(在留期間を訂正) □所在不明	転出理由	１．帰国 ２．管轄区域から転居 ３．所在不明 ４．その他（　　）
在留確認日付（転出扱日）	□在留を確認(在留期間を訂正) □所在不明		
在外選挙人証	□申請済み □他館にて取得済み		

（裏面）

（平成二十五年九月改正）